


令和6年瀬戸市議会6月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第41号議案	市有財産（土地）の売払いについて
担当課・係名	政策推進課 公共施設マネジメント係
1 議案提出の理由	市有財産（土地）を売り払うに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	(1) 土地の所在 瀬戸市日の出町34番34 (2) 地 目 原野 (3) 登記面積 15,889平方メートル (4) 売払方法 一般競争入札 (5) 売払価額 159,000,000円 (6) 売 払 先 瀬戸市定光寺町1214番地の1 株式会社寿工業
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条

第 4 2 号議案	瀬戸市市税条例の一部改正について
担当課・係名	税務課 市民税係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>地方税法の一部改正等に伴い、条例中所要の事項を改正するため。</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>公益信託制度の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日、令和 7 年 4 月 1 日又は公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日とし、所要の経過措置を設ける。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）</p> <p>(2) 所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）</p> <p>(3) 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 号）</p>	

第 4 3 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について												
担当課・係名	高齢者福祉課 指導監査係												
1	<p>条例改正の理由</p> <p>介護予防支援に係る事業者の指定の申請手数料に係る事項を改めるに当たり、条例中所要の事項を改正するため。</p>												
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>介護予防支援に係る事業者の指定又は更新の申請手数料について、居宅介護支援と一体的に行うために同時に申請を行う場合は、手数料を徴収しないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="320 712 1390 943"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>居宅介護支援に係る事業者の指定の申請手数料</td> <td>1 件につき 30,000円 (更新 1 件につき 10,000円)</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>介護予防支援に係る事業者の指定の申請手数料</td> <td>1 件につき 30,000円 (更新 1 件につき 10,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"></p> <table border="1" data-bbox="320 1055 1390 1144"> <tbody> <tr> <td>ア及びイの申請を同時に行う場合の指定の申請手数料</td> <td>1 件として 30,000円 (更新 1 件として 10,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等 公布の日</p>			種 類	金 額	ア	居宅介護支援に係る事業者の指定の申請手数料	1 件につき 30,000円 (更新 1 件につき 10,000円)	イ	介護予防支援に係る事業者の指定の申請手数料	1 件につき 30,000円 (更新 1 件につき 10,000円)	ア及びイの申請を同時に行う場合の指定の申請手数料	1 件として 30,000円 (更新 1 件として 10,000円)
	種 類	金 額											
ア	居宅介護支援に係る事業者の指定の申請手数料	1 件につき 30,000円 (更新 1 件につき 10,000円)											
イ	介護予防支援に係る事業者の指定の申請手数料	1 件につき 30,000円 (更新 1 件につき 10,000円)											
ア及びイの申請を同時に行う場合の指定の申請手数料	1 件として 30,000円 (更新 1 件として 10,000円)												
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条</p> <p>(2) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）</p>												
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者の指定の申請をできるようになったことにより、それぞれの指定又は更新の申請を同時に行う場合は、審査が同時にできるため、介護予防支援に係る事業者の指定の申請手数料を徴収しない規定を新設する。</p>												

第 4 4 号議案	瀬戸市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び瀬戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について				
担当課・係名	高齢者福祉課 地域支援係 指導監査係				
<p>1 条例改正の理由</p> <p>介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正するため。</p>					
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 地域包括支援センターの専門職の職員（介護支援専門員、保健師及び社会福祉士）に係る基準及び当該職員の員数について、柔軟な職員配置ができるよう規定を整備するもの。</p> <p>イ 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、各条例中に引用している条項を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="363 1032 1366 1122"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 1032 852 1077">改正後</th> <th data-bbox="860 1032 1366 1077">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1088 852 1122">第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ</td> <td data-bbox="860 1088 1366 1122">第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日とする。</p>		改正後	改正前	第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ	第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ(2)
改正後	改正前				
第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ	第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ(2)				
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）</p>					
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>地域包括支援センターにおいて、専門の職員が柔軟に配置されることにより、増加している独居高齢者、認知症患者等の相談に対応する人材を滞りなく確保し、高齢者を取り巻く包括的支援事業を安定して実施することが可能となる。</p>					

第 4 5 号 議 案	瀬戸市精神障害者医療費助成条例の一部改正について					
担当課・係名	国保年金課 医療福祉係					
1	<p>条例改正の理由</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正するため。</p>					
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例中に引用している条項を次のとおり改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 5 条 第 1 項</td> <td>第 5 条</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>		改正後	改正前	第 5 条 第 1 項	第 5 条
改正後	改正前					
第 5 条 第 1 項	第 5 条					
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 5 条</p>					

第46号議案	瀬戸市下水道条例の一部改正について				
担当課・係名	下水道課 管理係				
1	条例改正の理由 下水道事業の経営基盤の強化及び受益者負担の適正化を図るため下水道の使用料を改定する等に当たり、条例中所需の事項を改正するため。				
2	条例改正の概要 (1) 主な内容 下水道の使用料（1月当たり）について、次のとおり改正する。 ア 基本使用料の基本排除汚水量を廃止する。				
	排除汚水の種別	改正後	改正前		
	一般用	750円	750円（基本排除汚水量として10立方メートル分を含む。）		
	公衆浴場用	450円	450円（基本排除汚水量として10立方メートル分を含む。）		
	イ 超過使用料を従量使用料に改め、その水量の区分及び金額を次のとおり改める。				
	排除汚水の種別	改正後		改正前	
		従量使用料		超過使用料	
		従量排除汚水量 （立方メートル）	金額 （円）	超過排除汚水量 （立方メートル）	金額 （円）
	一般用	4まで	20	10まで	85
		4を超え10まで	50		
		10を超え20まで	110		
		20を超え50まで	120		
		50を超え100まで	130		
		100を超えるもの	135	90を超えるもの	110
	公衆浴場用		60		50
	(2)	施行期日等 その他所需の事項を改正し、施行期日を令和6年12月1日とし、所需の経過措置を設ける。			
3	条例改正に係る根拠法令 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号				
4	条例改正に伴う影響、効果等 受益者負担の適正化を図るため使用料を改定することにより、使用料収入が増加し、一般会計への依存度を引き下げることが見込まれる。				

第 4 7 号 議 案	瀬 戸 市 水 道 法 施 行 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て					
担 当 課 ・ 係 名	水 道 課 管 理 係					
1	<p>条 例 改 正 の 理 由</p> <p>水 道 法 施 行 規 則 の 一 部 改 正 に 伴 い 、 条 例 中 所 要 の 事 項 を 改 正 す る た め 。</p>					
2	<p>条 例 改 正 の 概 要</p> <p>(1) 主 な 内 容</p> <p>水 道 法 施 行 規 則 の 一 部 改 正 に 伴 い 、 条 例 中 に 引 用 し て い る 文 言 を 次 の と お り 改 め る 。</p> <table border="1" data-bbox="363 622 1329 719"> <thead> <tr> <th>改 正 後</th> <th>改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 土 交 通 大 臣 及 び 環 境 大 臣</td> <td>厚 生 労 働 大 臣</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施 行 期 日 等</p> <p>公 布 の 日</p>		改 正 後	改 正 前	国 土 交 通 大 臣 及 び 環 境 大 臣	厚 生 労 働 大 臣
改 正 後	改 正 前					
国 土 交 通 大 臣 及 び 環 境 大 臣	厚 生 労 働 大 臣					
3	<p>条 例 改 正 に 係 る 根 拠 法 令</p> <p>水 道 法 施 行 規 則 (昭 和 3 2 年 厚 生 省 令 第 4 5 号) 第 1 4 条 第 3 号</p>					

2 予算関係

第48号議案 令和6年度瀬戸市一般会計補正予算（第3号）

第49号議案 令和6年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）

第50号議案 令和6年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第1号）

3 人事関係

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について （健康福祉部社会福祉課）
人権擁護委員の任期満了（令和6年9月30日）に伴うもの

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について （健康福祉部社会福祉課）
人権擁護委員の任期満了（令和6年9月30日）に伴うもの

諮問第3号 人権擁護委員の推薦について （健康福祉部社会福祉課）
人権擁護委員の任期満了（令和6年9月30日）に伴うもの

4 報告関係

報告第4号 令和5年度瀬戸市一般会計予算継続費の繰越しについて

報告第5号 令和5年度瀬戸市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

報告第6号 令和5年度瀬戸市水道事業会計予算及び令和5年度瀬戸市
水道事業会計予算継続費の繰越しについて

報告第7号 令和5年度瀬戸市下水道事業会計予算の繰越しについて

令和6年度 6月補正予算(案)概要

1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正 (追加) B	5月補正 C	6月補正 D	D の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D	対前年同期比
					国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	45,760,000	1,679,119	1,010	410,376	15,604	131,400	① 143,239	② 120,133	47,850,505	112.4%
特 別 会 計	25,168,000			11,468				11,468	25,179,468	100.3%
国民健康保険事業	11,445,000			11,468				11,468	11,456,468	98.8%
企 業 会 計	9,394,814			0	▲ 161,013	161,000	13		9,394,814	109.7%
下水道事業	5,613,208			0	▲ 161,013	161,000	13		5,613,208	110.8%
合 計	80,322,814	1,679,119	1,010	421,844	▲ 145,409	292,400	143,252	131,601	82,424,787	108.1%

①「その他」の説明
・繰入金 13,000
・諸収入 130,239

②「一般財源」の説明
・繰越金 120,133

2 一般会計

(1) 主な内容

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
衛 生 費	会計年度任用職員	595				595	新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に対応するため、必要な経費を計上するもの。
	予防接種	196,179			127,139	69,040	
農 林 水 産 業 費	アグリカルチャー推進	2,050	2,050				新商品開発・販路開拓及び直売所の売り上げ向上のため、県補助金を受け、アグリカルチャー推進協議会負担金を増額するもの。
土 木 費	用地整理	2,800		2,800			災害の発生を予防するため、道路擁壁及び路肩の修繕工事に係る費用を追加するもの。
	道路維持管理	47,000		47,000			
	河川維持	81,616		81,600		16	災害の発生を予防するため、護岸整備工事に係る費用を追加するもの。
	公園施設整備	9,300				9,300	児童遊園の倒木事案を受け実施した樹木点検の結果、利用者の安全を確保するため、児童遊園・ちびっこ広場等の危険木を伐採するもの。
教 育 費	一般管理(スクールロイヤー事業委託分)	385				385	児童生徒に係る様々な法的課題に対応し、安定した学校運営を行うため、尾張旭市と連携してスクールロイヤーを設置するもの。
	地区公民館等施設整備	14,657			13,000	1,657	山口公民館の利用環境向上のため、老朽化した空調設備を更新するもの。

(2) 地方債の変更及び追加
道路維持管理、河川維持、用地整理

3 特別会計

(1) 国民健康保険事業特別会計

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修費の補正を行うもの。

4 企業会計

(1) 下水道事業会計

汚水管渠工事に係る企業債及び国庫補助金の補正を行うもの。

行政委員会委員名簿

令和6年5月10日現在

教育委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 千春	R3. 10. 1	R3. 10. 1	R7. 9. 30
小澤 慎太郎	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
竹川 典子	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
稲垣 遼	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
大脇 忠	R5. 10. 1	R5. 10. 1	R9. 9. 30
安井 友香	R5. 10. 1	R5. 10. 1	R9. 9. 30

公平委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
柴田 朋子	R4. 12. 15	R4. 12. 15	R8. 12. 14
小池 雄三	H27. 7. 6	R5. 7. 6	R9. 7. 5
中嶋 若菜	H29. 9. 30	R3. 9. 30	R7. 9. 29

固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
市野 眞知子	R5. 1. 22	R5. 1. 22	R8. 1. 21
鈴木 洋子	R1. 12. 21	R4. 12. 21	R7. 12. 20
竹本 弘司	R1. 10. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30
浅田 正巳	R6. 4. 1	R6. 4. 1	R9. 3. 31
瀧本 友子	H29. 1. 20	R5. 1. 20	R8. 1. 19
伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R4. 12. 21	R7. 12. 20

監査委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
鈴木 洋子	R3. 7. 1	R3. 7. 1	R7. 6. 30
伊藤 勝朗	H22. 10. 1	R4. 10. 1	R8. 9. 30
富田 宗一	R6. 5. 10	R6. 5. 10	R9. 4. 30

行政委員会委員名簿

令和6年5月10日現在

選挙管理委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
上川 和子	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
佐野 嘉崇	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
戸田 千里	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
井上 順子	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23

人権擁護委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大橋 久美子	H10. 3. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
大津 菊江	R6. 4. 1	R6. 4. 1	R9. 3. 31
伊藤 良三	H18. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30
加藤 光昭	H29. 4. 1	R5. 4. 1	R8. 3. 31
畔柳 俊雄	H20. 4. 1	R5. 4. 1	R8. 3. 31
矢野 友子	H22. 4. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
藤本 明伸	H22. 7. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30
今井 順子	H23. 7. 1	R5. 10. 1	R8. 9. 30
中島 富士子	H24. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30
横江 俊次	H25. 4. 1	R4. 4. 1	R7. 3. 31
高島 恵子	H27. 10. 1	R3. 10. 1	R6. 9. 30

副市長（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大森 雅之	R5. 6. 16	R5. 6. 16	R9. 6. 15

教育長（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 正彦	R4. 10. 1	R4. 10. 1	R7. 9. 30

行政委員会委員名簿

令和6年5月10日現在

農業委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
井上 俊英	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
小澤 早由里	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
加藤 卓夫	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
高島 八十三	R2. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
長江 和春	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
作石 正太郎	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
武田 晴光	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
藤井 義廣	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
矢野 洋三	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
伊藤 憲昭	R2. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
横道 厚子	H29. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19
中村 征実	R5. 7. 20	R5. 7. 20	R8. 7. 19

令和5年度瀬戸市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費予算現額			支 出 及 出 見 額	残 額	翌 年 度 次 繰 越 額	繰 越 金	左の財源内訳		
				予 算 上 額	前 年 度 次 繰 越 額	計					特定財源		
											国庫支出金	市債	その他
4	3	し尿処理施設 基幹的設備改良事業	円 2,056,000,000	円 76,600,000	円 76,600,000	円 59,363,400	円 17,236,600	円 17,236,600	円 1,636,600	円	円 11,600,000	円 4,000,000	
10	2	水野小学校 長寿命化改良事業	752,700,000	353,447,000	353,447,000	353,446,539	461	461	461				
		幡山東小学校 長寿命化改良事業	791,200,000	317,112,000	317,112,000	317,111,095	905	905	905				

令和5年度瀬戸市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	繰入金	市債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	公共施設再生整備事業	195,000	194,166					194,166
		総合行政情報システム運用 (物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金)事業	4,400,000	4,400,000	4,400,000				
	2 徴税費	市県民税賦課事業	8,030,000	8,030,000					8,030,000
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修事業	10,461,000	10,461,000		4,941,000			5,520,000
		戸籍情報システム改修事業	29,623,000	29,623,000		20,570,000			9,053,000
3 民生費	1 社会福祉費	福祉保健センター施設管理事業	10,843,000	9,343,000			8,000,000		1,343,000
		会計年度任用職員 (物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金)	586,000	586,000	191,000				395,000
		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金給付(物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金)事業	23,439,000	23,439,000	7,626,000				15,813,000
		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金(物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金)事業	385,000,000	385,000,000	385,000,000				
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	13,725,000	13,724,430		13,724,430			

令和5年度瀬戸市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	繰入金	市債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
4	3	衛生費 清掃費	塵芥収集車両購入事業	11,050,000	11,049,290				11,049,290
7	1	商工費	瀬戸蔵施設管理事業	93,738,000	67,340,000		60,000,000		7,340,000
8	2	土木費 道路橋りょう費	萩殿春雨線整備事業	19,103,000	17,831,192				17,831,192
			陣屋川線整備事業	109,000,000	109,000,000				109,000,000
			池田町地内舗装整備事業	4,900,000	4,900,000				4,900,000
			道路橋りょう予防保全事業	82,000,000	82,000,000	36,166,000		26,600,000	19,234,000
	3	河川費	河川・排水路整備事業	59,800,000	42,468,854				42,468,854
			河川環境整備事業	125,100,000	95,200,000			95,200,000	
	4	都市計画費	空家等対策事業	4,400,000	4,400,000		1,500,000		2,900,000
			菱野団地再生計画推進事業	4,104,000	4,103,500		1,332,000	2,300,000	471,500

令和5年度瀬戸市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	繰入金	市債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8 土木費	4 都市計画費	中水野駅地区区画整理事業	21,020,000	21,020,000					21,020,000
		陣屋線整備事業	22,427,000	21,879,328		2,310,000		1,700,000	17,869,328
		公園施設整備事業	11,500,000	11,500,000					11,500,000
10 教育費	1 教育総務費	校外学習事業	1,500,000	1,500,000					1,500,000
	2 小学校費	小学校施設整備事業	137,414,000	137,413,600		33,767,000	31,820,000	66,700,000	5,126,600
	3 中学校費	中学校施設整備事業	54,378,000	54,378,000		10,552,000	20,620,000	20,700,000	2,506,000
	5 社会教育費	図書館施設整備事業	33,500,000	23,600,000			21,000,000		2,600,000

令和5年度瀬戸市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						工事負担金	過年度分損益勘定留保資金			
1	1	整備事業	円 1,041,983,000	円 580,891,665	円 76,230,000	円 0	円 76,230,000	円 384,861,335	円	事業遅延の為

令和5年度瀬戸市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	5年度継続費予算現額			支払義務 発生額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度 繰越額に係る 財 源 内 訳	
				予算計上額	前年度 繰越額	計				損益勘定 留保資金	繰越額に係る 購入限度額
1	1	菱野団地 配水区 更新事業	円 410,000,000	円 242,500,000	円 167,500,000	円 410,000,000	円 120,969,200	円 289,030,800	円 289,030,800	円 289,030,800	円

令和5年度瀬戸市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的 支出	1 建設改良 費	管路改良	円 340,180,000	円 93,568,310	円 244,300,000	円 74,400,000	円 139,450,000	円 30,450,000	円 2,311,690	円	事業遅延の為
		処理場建設改良	1,045,176,000	530,263,100	509,600,000	273,450,000	205,550,000	30,600,000	5,312,900		事業遅延の為